

第2回

(令和2年2月10日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和2年2月10日（月）午前9時30分から午前10時28分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 9名
1 番委員 田口英一郎・2 番委員 谷口 一也・3 番委員 尾方 学
4 番委員 元村 彰浩・5 番委員 今村 忠臣・6 番委員 西嶋 健一
7 番委員 尾方安枝子・8 番委員 福本 王雅・9 番委員 栞原 和親
10 番委員 税所隆則
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 会議書記の指名
 - 4) 議第6号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第7号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第8号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
議第9号案 非農地証明願いに対する認定について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について
- 6 事務局職員
事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美

7 会議の概要

- 議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、6番・7番委員をお願いします。
- 議 長 諸事報告がありましたらお願いします。
- 議 長 1月27日、28日で県下の農業委員会の会長会の研修が行われました。山鹿で行われましたけれども、山鹿では耕作放棄地となっている25ヘクタールの台地があってその上をすべて株式会社あつまるくんの会社が農業部門を設立して25ヘクタールの台地に蚕の桑を隔離して栽培して、養蚕をはじめる。新しい養蚕ということで、桑を生食で蚕に与えれば年3回しか繭がとれませんが、完全人工飼料にする、粉末状にして飼料にして貯蔵しながら与えていくことによって年3回を12回繭をとるということでした。バイオでシルクを夜光ったり、遺伝子操作で付加価値をつけたり、シルクを化粧品とか医療品への転用ということで、新しい養蚕をはじめておられます。山鹿市としては25ヘクタールの台地が農地として保全されて企業が

入ってきて働く場も確保できたということで、そういった講演を受けて参りました。

議 長 議第6号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第6号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について9番委員から調査報告をお願いします。

9 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。賃貸借期間は3年です。賃借人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力1人）。経営面積は、54a、水稻 54a。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：300m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：借地料2筆で30k4袋。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、田植機、コンバイン、軽、普通トラック、ハロー、ミスト機です。8番（取得農地の利用計画）：水稻の予定。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 続きまして、調査番号2番について8番委員から調査報告をお願いします。

8 番 （調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力1人）。経営面積は、70a、田 45a、畑 25a、畑のうち栗 20a、野菜 5a。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：2km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：15万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター1、他はすべて委託。8番（取得農地の利用計画）：野菜。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号3番について2番委員から調査報告します。

2 番 （調査番号3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は交換です。先月木上地区で非農地調査しました農地との交換です。譲受人の経営内容について報告します。法人経営。経営面積は、田 435a、畑 435a、飼料作物です。乳牛が子牛を含めて160頭。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：5m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：交換。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター3、ショベル2、他トラック、軽トラック一式を保有。8番（取得農地の利用計画）：子牛の放牧地。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 続きまして、調査番号4番について3番委員から調査報告をお願いします。

3 番 (調査番号4) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業者年金です。使用貸借の設定期間は10年。使用借人の経営内容について報告します。家族4人(稼働力4人)。経営面積は、152a、田 87.62a、畑 64.17a、水稻 86.3a、野菜 30.55a、栗 33.62a。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):30a以上です。2番(通作距離):500m。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):発生しません。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、田植機、ミスト機を所有。8番(取得農地の利用計画):今までどおりの作付け。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号5番について1番委員から調査報告をお願いします。

1 番 (調査番号5) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業者年金です。使用借人の経営内容について報告します。家族4人(稼働力4人)経営面積は、979a、田 289a、畑 506a。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):30a以上です。2番(通作距離):0~5km。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):発生しません。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):摘採茶摘み機5、トラクター2、消毒用機械1を所有。8番(取得農地の利用計画):水稻と茶。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 それでは、質問のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員:挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員:挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員:挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求め

ます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号5番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

第6号案はすべて許可するものといたします。

議 長 議第7号案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第7号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議 長 調査番号1番について、5番委員から調査報告をお願いします。

5 番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は駐車場です。施設の概要は、縫製工場の駐車場です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):2種農地です。2番(着工時期):2年4月10日から2年6月30日までです。3番(資金調達):自己資金です。5番(周囲の承諾):問題なし。6番(公衆衛生)雨水は、自然浸透排水です。オーバーフロー分は工場敷地を経て道路側溝へ排水。7番(転用措置):隣接地には最善の注意を払い最善を尽くして工事します。8番(日照通風の影響):申請地は、南側の農地と接していますが、申請地との間に段差はないうえ、申請地が北側に位置しているため周辺農地に与える影響はありません。10番(農振法):農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 調査番号2番について、10番委員から調査報告をお願いします。

10番 (調査番号2) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は駐車場です。住宅との隣接となります。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):3種農地です。2番(着工時期):2年4月10日から2年6月30日までです。3番(資金調達):自己資金です。5番(周囲の承諾):協議済です。6番(公衆衛生)問題なし。7番(転用措置):問題なし。8番(日照通風の影響):問題なし。10番(農振法):農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 調査番号3番について、2番委員から調査報告します。

2 番 (調査番号3) この物件は木上地区の遊休農地調査では、いつも問題になっていたところで平成6年にこのようになっておりました。非農地するかしないかを検討しましたが、今回きちんと5条申請書を提出いただいたという経過です。申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は宅地拡張です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):2種農地です。2番(着工時期):平成6年に着工済です。3番(資金調達):自己資金です。5番(周囲の承諾):問題なし。6番(公衆衛生)問題なし。7番(転用措置):問題なし。8番(日照通風の影響):

問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。平成6年につくるときにきちんと測量をして工事をしなかったということで、始末書が添付されております。以上、報告終わります。

議 長 調査番号4番について、3番委員から調査報告をお願いします。

3 番 （調査番号4）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は砂利採取です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：1種農地です。2番（着工時期）：許可後です。3番（資金調達）：自己資金です。5番（周囲の承諾）：隣接農地の所有者は同意の確認をみております。6番（公衆衛生）問題なし。7番（転用措置）：有事の際はすみやかに対応する。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域内。小作料は年10アール当たり223,000円から238,000円となっております。以上、報告終わります。

議 長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑がある方の挙手をお願いします。

10番 調査番号2は、中央信金の後ろにあります。

1 番 調査番号4の砂利採取の件ですが、前回道路がガタガタになりました。その時の補償はどうなるのでしょうか。

3 番 条件の中に、当然大型車両が通りますので、ちゃんと復元してお返しするという項目があったことを確認しております。

議 長 調査番号1についてですが、縫製工場はどの辺になりますか。

5 番 六調子酒造から西側行き、球磨川のほうに入りまして、元有田オートがあります。そこを下に下ったところの右手に申請人の自宅と縫製工場があります。

議 長 14条地図でいきますと、どこでしょうか。

5 番 1297番が工場敷地です。

議 長 調査番号4についてですが、要望です。予定地の周辺にもタバコが栽培されていると思いますので、タバコに土砂のほこりがつかないように是非予防措置をとっていただくように要望します。

3 番 その旨お伝えしたいと思います。

議 長 それでは、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議 長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号４番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 議第８号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第８号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）
今回は所有権移転３件、利用権設定が２５件です。所有権移転につきましては、農業公社の買入２件、売渡１件です。

なお、利用権設定の１０番をご覧ください。１０番につきましては２月５日に取り下げ書が提出されています。借りるということで提出されましたが、購入して欲しいということで相談があり、取り下げられました。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（１～９、１１～２５番適格の報告あり）

（議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明）

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議 長 何か質問はありませんか。

議 長 無いようですので、議第８号案異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。農用地利用集積計画について適格と認めます。

議 長 議第９号案非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第9号案非農地証明願いに対する認定について（朗読）

議 長 西地区の代表として調査報告をします。

4 番 （調査番号1）この非農地調査は、9月の総会で、今回の所有者が申請されて認定しなかった案件です。写真を配付していますが、湿田で復元できるような場所ではありますが、湿田であるので、大きな木も、竹も生えないところです。今回、申請人が代わって、所有者が9月の総会后亡くなれております。その後、申請人に遺贈という形で遺言書を残されて申請人に贈与される形になっています。この方もこの土地を農地に復元したくない。もらってもどうしようもない。と聞いております。半年、経過を見ながらしていましたが、積極的に復元して耕作しようという耕作者もおられませんし、半年前に非認定とした物件でありますけれども、今回、申請があっていたし方ないのかなと検討をしました。皆さんのご判断をよろしくお願いします。

議 長 西地区としてどういう判断ですか。

4 番 非農地として認めようという判断でした。

議 長 今の報告に対し、質問のある方はいらっしゃいませんか。
（質問なし）

議 長 質問がありませんので、調査番号1番について申請どおり認定することに意義のない方の挙手を求めます。
（全委員：挙手）

全員賛成です。それでは、非農地として認定いたします。

議 長 報告第2号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第2号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）

議 長 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について（説明）

議 長 1番は、3番、西田委員をお願いします。

議 長 2番は、2番、川村委員をお願いします。

議 長 3番は、4番、古里委員をお願いします。

議 長 4番は、7番、古里委員をお願いします。

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年2月10日

農業委員会会長

. 6 番 農 業 委 員

7 番 農 業 委 員